

吉野川市「ラーケーションの日」Q&A

Q1 なぜ「ラーケーションの日」の制度を導入するのですか？



A1 「学校での学び」だけでなく、家庭や地域、自然の中での体験が大切だと認識されるようになりました。また、休日が土日祝でない保護者も、「ラーケーションの日」を活用して家族での体験や対話の時間を創出し、親子等で学びを共有する機会としてもらいたいと考ます。さらに、子どもたちが「どこで・何を」学ぶかを柔軟に選び取れる機会となる制度であると考えています。

Q2 ラーケーションは必ず取得しなければなりませんか？



A2 必ず取得しなければいけないものではありません。取得しなくても、児童生徒に不利益になることはありませんので、各家庭の状況に応じて取得するかどうか判断してください。



Q3 「ラーケーションの日」をとった日は欠席扱いになりますか？

A3 欠席扱いになりません。出席停止と同様の扱いになります。

Q4 実施後、報告する必要がありますか？

A4 報告の義務はありません。振り返りは家庭で行ってください。



Q5 「ラーケーションの日」に、自宅で活動することは可能ですか。



A5 「ラーケーションの日」の趣旨に沿った活動であれば、自宅での活動は可能です。

Q6 子どもだけでもラーケーションの日を取得することができますか。



A6 できません。Q1・A1にも記載しているとおり、保護者等（家族）と一緒に活動する必要があります。

Q7 取得した日の授業について補習などをしてもらえるのですか。



A7 補習は行いません。家庭で自習等により取り返しをしてもらいます。

Q8 「ラーケーションの日」の活動で、けがなどをした場合、どうなりますか？



A8 学校の管理下での活動ではないため、学校で加入している日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の対象外となります。実施前に家庭で個別に保険に加入することをお勧めします。